

## 長野県障がい者施策推進協議会障がい者スポーツ部会の委員の改選について

障がい者支援課

(敬称略)

改選前		改選後		
役職	氏名	役職	氏名	改選の理由
長野県障がい者スポーツ指導者協議会 会長	鈴木 文雄 すずき ふみお	長野県障がい者スポーツ指導者協議会 会長	篠原 利典 しのはら としのり	長野県障がい者スポーツ指導者協議会の役員変更による
長野県公民館運営協議会 副会長	安原 哲夫 やすはら てつお	長野県公民館運営協議会 副会長	平林 晃 ひらばやし あきら	長野県公民館運営協議会の役員変更による
上松町住民福祉課長	横井 実 よこい みのる	上松町住民福祉課長	藤原 陽一郎 ふじはら よういちろう	上松町の人事異動による

※後任者の任期 令和2年8月6日～令和2年12月20日（前任者の残任期間）

長野県障がい者施策推進協議会障がい者スポーツ部会 委員名簿

(氏名 五十音順、敬称略)

氏 名	役 職 等
いぬ かい みき こ 犬 飼 己紀子	松本大学名誉教授
お ぐち くに こ 小 口 邦 子	岡谷市社会福祉課長
か とう ただし 加 藤 正	長野県障がい者スポーツ協会 障がい者スポーツ地域コーディネーター
かね こ かず お 金 子 和 夫	長野県スポーツ推進委員協議会副会長
こ ばやし とし え 小 林 敏 枝	松本大学教育学部教授
こ まつ まさ ひさ 小 松 昌 久	長野県障がい者スポーツ協会理事
さか ぐち ひろし 坂 口 洋	長野大学学務グループ教職センター事務長
しの はら とし のり 篠 原 利 典	長野県障がい者スポーツ指導者協議会会長
はし もと まさ はる 橋 本 政 晴	信州大学教育学部講師
ひら ばやし あきら 平 林 晃	長野県公民館運営協議会副会長
ふじ はら よういちろう 藤 原 陽一郎	上松町住民福祉課長
へん み もと たか 辺 見 元 孝	長野県総合型クラブ連絡協議会理事
みや もと けん いち 宮 本 憲 一	日本F I Dバスケットボール連盟会長
みや もと しん いち 宮 本 伸 一	公益財団法人長野県スポーツ協会事務局長
やま ざき たま み 山 崎 珠 美	長野県障がい者福祉センタースポーツ課長

# 長野県障がい者施策推進協議会設置要綱

令和2年5月20日2障第151号

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、長野県附属機関条例（令和2年条例第3号）第2条第1項の規定により設置する長野県障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）について、当条例に定めるもののほか、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (専門委員)

第2条 専門の事項を調査するため、必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

## (部 会)

第3条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、協議会会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員が互選する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員又は専門委員が、その職務を代理する。

5 会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

6 部会は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (幹 事)

第4条 協議会に、必要があるときは幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

## (補 則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

# 長野県障がい者施策推進協議会障がい者スポーツ部会設置要綱

令和2年5月20日2障第151号

(設置及び目的)

第1条 障がい者スポーツの振興及びスポーツを通じた共生社会づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議並びにその施策の実施状況の監視を行うため、長野県障がい者施策推進協議会設置要綱（令和2年5月20日2障第151号）第3条第1項の規定による部会として、長野県障がい者施策推進協議会障がい者スポーツ部会（以下「部会」という。）を置く。

(組 織)

第2条 部会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、長野県障がい者施策推進協議会設置要綱第3条第2項により、次の各号に掲げる者のうちから長野県障がい者施策推進協議会会長が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者スポーツ関係者
- (3) 一般スポーツ関係者
- (4) 公民館関係者
- (5) 市町村代表者

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときは、前任者の残任期間を任期として、委員を置くことができる。

(所掌事項)

第4条 部会は、次の業務を所掌する。

- (1) 障がい者スポーツを身近で楽しめる環境づくりに関すること。
- (2) 障がい者スポーツの指導者の養成に関すること。
- (3) 障がいのある人もない人も交流できる機会の提供に関すること。
- (4) 障がい者スポーツの選手の育成に関すること。
- (5) 障がい者スポーツの競技力の向上に関すること。
- (6) その他、障がい者スポーツの振興やスポーツを通じた共生社会の実現に関すること。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、長野県健康福祉部障がい者支援課に置く。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

(長野県障がい者施策推進協議会障がい者スポーツ部会設置要綱の廃止)

2 長野県障がい者施策推進協議会障がい者スポーツ部会設置要綱（平成30年12月21日）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の要綱の規定に基づき置かれている部会（次項において「従前の部会」という。）は、この要綱の規定に基づく相当の部会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この要綱の施行の際現に任命されている従前の部会の委員は、この要綱に基づき任命されたものとみなし、その任期は、第3条の規定にかかわらず、その者の従前の部会の委員としての残任期間と同一の期間とする。